

- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3 訪問介護員等 2. 5名以上（常勤換算）

- ・訪問介護員等は、第10条に規定する訪問型サービス計画に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとし、年末年始（12月31日から1月3日）を除く。
- 2 営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 サービス提供時間は午前8時30分から午後6時までとする。
- 4 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問型サービスの内容）

第6条 訪問型サービスで提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

- 1 訪問型サービス計画の作成
- 2 生活援助（掃除、洗濯、調理、買物、その他、日常生活上必要な家事）
- 3 身体介護（外出、服薬の確認、自立支援のための見守り援助、その他、必要な身体の介護）

（利用料等）

第7条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、別府市が定める基準による額とし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービスに要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、別府市の区域とする。

（地域包括支援センター等との連携）

第9条 訪問型サービスの提供にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、その他置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。